

高島市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年8月28日

高島市監査委員 日爪 泰則

高島市監査委員 高木 広和

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 公益社団法人高島市シルバー人材センター
代 表 者 理事長 北村 政司 (R8.5/28～ 谷口 浩志)
所 在 地 高島市勝野215番地
所管部局 健康福祉部高齢者支援課

第2 監査期間

令和8年4月7日から令和8年8月28日まで（監査実施日：令和8年6月10日）

第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和6年度および令和7年度において執行した補助金等に係る出納
その他事務

第4 監査の主な着眼点

（所管部局関係）

- ・ 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・ 補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・ 補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・ 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

（団体関係）

- ・ 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・ 補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・ 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

第5 監査の方法

補助金に係る出納その他事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 団体の概要

1 事業の目的（「公益社団法人高島市シルバー人材センター」定款より抜粋）

高年齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、およびこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与すること。

2 組織

(1) 役員 18人（理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事13人、監事2人）

(2) 職員 6人

3 会員等

(1) 正 会 員 376人

(2) プラチナ会員(※) 69人

※加齢等により就業が困難となった会員が、引き続き籍を置いて就業以外の事業（スマホ教室等）に参加できる制度。

4 事業の概要（「公益社団法人高島市シルバー人材センター」定款より抜粋）

①臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、および組織的に提供すること。

②臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。なお、滋賀県知事が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に係る指定を行った場合は、本号中「軽易な業務」とあるのは「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

③高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業およびその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識および技能の付与を目的とした講習を行うこと。

④前3号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業およびその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実および社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

第7 団体に対して支出した補助金等

令和6年度および令和7年度において、市が団体に対して支出した補助金は次のとおりである。

1 補助金等

【令和6年度】	事業費	対象外経費	補助対象額	国県等補助金	市補助金
高島市高齢者労働能力活用事業費補助金	139,188,700	0	139,188,700	13,280,000	13,280,000
高島市訪問型サービスB事業補助金	231,000	0	231,000	—	198,000
【令和7年度】	事業費	対象外経費	補助対象額	国県等補助金	市補助金
高島市高齢者労働能力活用事業費補助金	128,735,654	0	128,735,654	12,674,000	12,674,000
高島市訪問型サービスB事業補助金	200,200	0	200,200	—	171,600

2 補助金支出の根拠

・地方自治法第232条の2

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

・【国】高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱

・【国】高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針

・【市】高島市補助金等交付規則

・【市】高島市高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

・【市】高島市訪問型サービスB事業補助金交付要綱

第8 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他の事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

○ 所管部局関係

1 交付申請および実績報告の添付書類について（注意事項）

高島市高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱において、「経費配分計画書」および「経費配分決算書」を添付することを定めているが、当該調書が添付されていない。団体から提出された別の書類で、対象経費区分等の審査を行ったことを確認しているが、当該調書は、他市町では要綱で様式が示されている例もあるため、今後は団体に対し当該調書の添付を求めるか、必要に応じて交付要綱の改正を行う等の対応を検討されたい。